

令和 8 年度以降地球深部探査船「ちきゅう」運用業務委託の参入要件

1. 日本の国内法に則って船舶運航ができること
2. ISM コードを含む HSQE マネージメントシステムを有し、ISM コードに基づく船舶安全管理を実施できること
3. 研究船または調査船の運航実績を有すること、かつ、地球深部探査船「ちきゅう」と同等クラス以上の大型船の運航実績・能力を有すること
4. 船舶の安全な運航と船体・機関等の保守手入れを実施しうる船員を提供できること
  - ①船舶職員は適合海技免状を有する者を提供できること
  - ②その他法令に基づく免状並びに運航及び保守手入れに必要な資格を有する者を提供できること
  - ③ダイナミック・ポジショニング・システムによる地球深部探査船「ちきゅう」と同等クラス以上の大型船の操縦経験を有する者を提供できること
  - ④業務遂行上、必要な補充要員を確保できること
5. 強潮流(2 ノット以上)、かつ、大水深(1000m 以上)の海域におけるドリルシップによるライザー掘削の実績・能力があること
6. 機構から指示された掘削計画に基づいて掘削(操業実務)サービスを 24 時間提供できること
7. 機構から指示された掘削計画に合わせて掘削人員を提供できること
  - ①掘削操業実務に必要な資格を有する者を提供できること
  - ②上級掘削人員(船上作業責任者、ツール・プッシャー及びドリラー)は海洋掘削の経験を有する者を提供できること
  - ③業務遂行上、必要な補充要員を確保できること
8. 機構から指示された掘削計画に応じた資機材、予備備品、消耗品の手配・調達ができること
9. サードパーティーのインテグレートドサービスを提供できる実績・能力があること
10. 国内外における海洋掘削に対応できること

※ 上記すべての要件を 1 社で満たすことが困難な場合、一元的な管理及び責任体制の構築を条件として、合併会社の設立または船舶運航以外の業務についての再委託を前提とする応札も可とする